

山梨県国民健康保険団体連合会出産費資金貸付事業規則

(目的)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金（以下「資金」という。）を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(運営資金)

第2条 資金の貸付に要する貸付資金は、山梨県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の資金をもってこれに充てるものとする。

(貸付対象)

第3条 資金の貸付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、保険者から国民健康保険法第58条第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主で、保険者の貸付斡旋を受けた者とする。

- (1) 出産予定日まで1ヶ月以内であること。
- (2) 妊娠4ヶ月（85日）以上であり、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払ったこと。

(貸付額)

第4条 資金の貸付額は、出産育児一時金支給見込額の10分の8以内とする。

- (1) 資金の貸付額は1万円以上とする。ただし、その額に1千円未満の端数があるときは、その端数は貸付けない。
- (2) 前条第2号による資金の貸付額は、医療機関等から請求を受けた額、又は支払った額とする。

(貸付利息)

第5条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第6条 資金の貸付けを受けようとする世帯主（以下「申込者」という。）は、出産費資金貸付申込書（様式第1号。以下「申請書」という。）に出産育児一時金受領委任状（様式第2号。以下「委任状」という。）及び次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書式を添付し、連合会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる者 出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類
- (2) 第3条第2号に掲げる者 妊娠4ヶ月（85日）以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収書

(貸付けの決定及び通知)

第7条 理事長は、申込書等を受理したときは、すみやかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

- 2 理事長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、出産費資金貸付通知書（様式第3号。以下「貸付通知書」という。）により、申込者に通知するものとする。

(借用書の提出及び貸付金の交付)

第8条 申込者は貸付通知書を受理したときは、当該貸付けにかかる出産費資金借用書（様式第4号。以下「借用書」という。）を理事長に対し提出するものとする。

- 2 理事長は借用書の提出を受けたときは、貸付金を申込者に交付するものとする。

(貸付けの方法)

第9条 貸付金の貸付方法は、申込者が指定する金融機関への振込みとする。

(貸付期間等)

第10条 資金の貸付期間は、貸付けた日から当該貸付金に係る出産育児一時金が支給される日までの間とする。ただし、出産の日から起算して14日以内に出産育児一時金の支給の申請がないときは、理事長の指定する日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、世帯に属するすべての被保険者又は出産を予定する被保険者がその資格を喪失したときは、理事長は資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対し、資格喪失の日から起算して7日以内に貸付金の全額を償還させるものとする。

(償還方法等)

- 第11条 申込者は第 8 条の規定による借用書の提出と同時に、理事長に対し、出産育児一時金支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対等額において相殺する旨の停止条件付相殺契約（以下「相殺契約」という。）の申し込みを行なう。
- 2 当該相殺契約の申し込みに対する理事長の応諾は、貸付金の交付により行われたものとみなす。
 - 3 理事長は、当該相殺契約及び第 6 条に規定する委任状に基き、出産育児一時金の支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対等額において相殺するため、当該償還金を直接保険者から受領するものとし、差額については、保険者が借受者に対し支給するものとする。

(即時償還)

- 第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、保険者の意見に基き、借受者に対し直ちに貸付金の全額を償還させるものとする。
- (1) 借受者が偽りの申し込みその他不正の手段により貸付けを受けたとき
 - (2) 当該貸付けに係る被保険者が第 3 条各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき

(延滞金)

- 第13条 理事長は、借受者が正当な理由がなくして償還すべき期日までに償還すべき金額を支払わないときは、当該期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該金額に年 10.75%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に 1 百円未満の端数があるとき、または延滞金が 5 百円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

(領収書の交付等)

- 第14条 理事長は、貸付金の全額が償還されたときは、借受者に対し当該貸付金に係る出産費資金貸付金領収書（様式第 4 号）を交付するとともに借用書を返還するものとする。

(住所等の変更届)

- 第15条 借受者は、申込書等記載事項に変更を生じたときは、出産費資金貸付変更（資格喪失）届（様式第 5 号）により理事長にその旨を届け出なければならない。

(書類の経由)

第16条 この規則により、理事長に提出すべき申請書、その他の書類、及び申込者に対する通知は、保険者を經由するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、資金の貸付事業の実施及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。